

日本共産党・大山奈々子県議 (横浜市港北区選出) 代表質問 (要旨)

2019年12月2日(月) 13:00~13:55

<質問主旨>

【1】災害から県民を守ることにについて

- (1) 平瀬川の浸水対策および都市河川重点整備計画の見直しについて
- (2) 河川整備の促進について
- (3) 建築物の浸水対策について
- (4) 災害対応力の強化について



【2】県政の重要課題について

- (1) 被疑者の安全確保について
- (2) 訪問介護・訪問看護等の介護現場における利用者等からのハラスメント対策について
- (3) 公立学校教員に変形労働時間制を導入しないことについて
- (4) 知事の歴史認識と表現の自由について
 - ア) 知事の歴史認識について
 - イ) 表現の自由について

【1】災害から県民を守ることにについて

(1) 平瀬川の浸水対策および都市河川重点整備計画の見直しについて

台風第19号による豪雨で県管理河川では8か所で越水が発生し、下水の逆流も合わせ、床上浸水729棟、床下浸水520棟(11月21日現在)にのぼり、境川等150か所では護岸破損等が発生した。局所的、突発的なゲリラ豪雨が頻発しているもと、治水対策の見直しが求められている。

川崎市では、平瀬川の逆流で浸水による甚大な被害があり、県は川崎市と連携し早急に検証と原因究明を行い、抜本的な対策を立てる必要がある。県は2010年に都市河川重点整備計画を策定したが、越水した7河川のうち都市河川重点整備計画の対象は、引地川と境川の2河川に過ぎない。

そこで知事に伺います。県民の安全確保のために、平瀬川の管理権を持つ県は今回の台風第19号による平瀬川による浸水原因を究明し、川崎市とともに抜本的な対策を講じることが必要と考えますが、見解を伺います。

また、整備対象河川を増やし、整備目標降雨を引き上げるなど都市河川重点整備計画を見直すべきと考えますが、併せて見解を伺います。

【知事】



(2) 河川整備の促進について

本県は、20年から30年を計画期間とした河川整備計画を策定している。これまでも進捗の遅れを指摘し、境川水系河川整備計画では30年で完了するとしているが実際の予算規模では100年かかるため、人員体制や予算を増やすべきと求めてきた。

残り計画期間21年間で完遂するためには年間約53億円必要だが、約15億円のペースでは到底目標達成に至らず、県民を守るには全く不十分である。

国からの河川改修事業費は減り続け、2018年度の事業費は決算額で10年前の半分以下、50億円以下に落ち込んでいる。

そこで知事に伺います。河川整備のための人と予算を拡充することと併せて、国に河川改修事業費の増額を強く要請することが必要だと考えますが、見解を伺います。

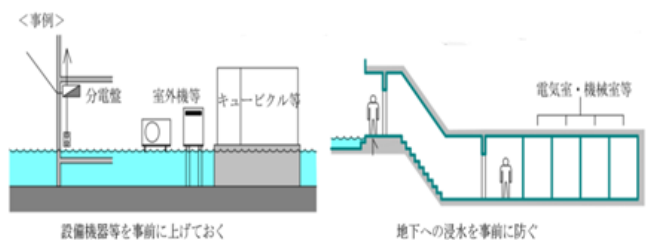
【知事】



(3) 建築物の浸水対策について

草津市は2006年、「草津市建築物の浸水対策に関する条例」を制定し、市役所や小中学校など特定建築物に関して、電気設備関係は想定水位を考慮して設置すること、地下室は可能な限り浸水が生じない構造とすることなど、建築主の義務を盛り込んでいる。建築確認の際などに条例を説明し、助言指導を行い、その結果、努力義務にもかかわらず、2件のタワーマンションや数件のオフィスビルは浸水対策を取った。

そこで知事に伺います。新たな被害を防ぐために、浸水想定がされる地域での今後の建築物に関しては、電気設備関係は想定水位を考慮して設置すること等、浸水対策を講じる内容の条例を制定することが必要と考えますが見解を伺います。



「草津市建築物の浸水対策に関する条例」
(滋賀県草津市HPより)

【知事】

（４）災害対応力の強化について

災害対応の職員から、「一か月間、通常勤務に戻れなかった」という声を聞いた。2014年以降、本県は長期派遣だけでも40人以上派遣しており、派遣期間は半年以上が大半で、中には1年に及ぶ職員もいる。職場は事実上、定数減と同じ状況になる。

災害廃棄物処理、被災家屋消毒、被災家屋認定調査、農林被害調査、被災者健康調査、被災者相談窓口など、災害時に県職員に求められる専門性は多様で、特に土木職や福祉職等、住民生活に密着した職種に関して人材の確保が必要になると考える。

そこで知事に伺います。災害に強い自治体であるために、住民生活に密着した職種を中心に、更に専門人材を確保すべきと考えますが、見解を伺います。

【知事】



【2】県政の重要課題について

（１）被疑者の安全確保について

神奈川県警察海老名署において、公務執行妨害容疑で現行犯逮捕された男性が取り押さえられた直後顔色が悪くなり、搬送先の病院で死亡が確認された。県警麻生署が器物損壊容疑で逮捕した男性が、取り調べ中に意識不明となり6月1日に亡くなった事案も発生しており、5年前の2014年にも被疑者死亡事案が発生している。

いかなる理由があろうとも、警察官の職務執行によって被疑者が怪我をしたり命を落とす事態は避けなければならない。再発防止に取り組むことが必要である。

そこで、警察本部長に伺います。今年、立て続けに起こった被疑者死亡事案をどのようにとらえ、逮捕を含めた職務行為全般における被疑者の安全確保について、どのように取り組んでいくのか、見解を伺います。

【県警本部長】

（２）訪問介護・訪問看護等の介護現場における利用者等からのハラスメント対策について

訪問介護や訪問看護等の現場で、従事者が利用者や家族からのハラスメントを受けていることが明らかになった。日本介護クラフトユニオンの7万8千人を対象にしたアンケート調査では、介護職の74%が被害にあったと回答している。

神奈川県民主医療機関連合会の訪問看護師を対象とした実態調査では、看護師の76.5%がハラスメントを受けた経験を持ち、22.1%の人が仕事をやめたいと思ったことがあると回答している。

本県は、介護現場の実態把握のために事業者や市町村等にヒアリングを行ったが、問題が顕在化していない。ヒアリングの対象が事業者や市町村などで、現場の介護・看護職員の声を聞かない調査方法では限界がある。

兵庫県では対応のノウハウを学ぶ研修を県が行い、訪問介護員等へのハラスメントを専門とする相談窓口も設置している。2人訪問加算ができない場合、加算相当額の一部補助や、深夜の安全確保も加算対象とする補助メニューを県市協調事業として実施している。

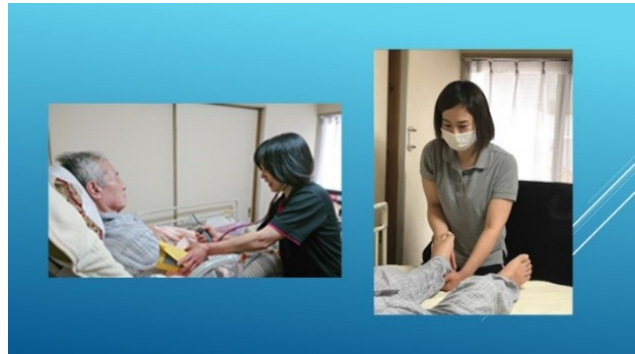
そこで知事に伺います。訪問介護・訪問看護等の介護現場における安全な職場環境を整えるため、事業者任せではなく、県として、ハラスメント禁止の啓発を行うとともに、課題を正確に把握するための現場の職員を対象にした丁寧なアンケート調査等を行い、関係者への実践的な研修の実施、専門の相談窓口の設置、2人訪問体制への財政支援等、具体的なハラスメント対策を講じるべきと考えますが、見解をおきかせください。

【知事】

（３）公立学校教員に変形労働時間制を導入しないことについて

勤務時間を年単位で調整する変形労働時間制を公立学校の教員に導入可能にした、教職員給与特別措置法改正案が衆議院で可決された。自治体の判断で条例で適用できるようにするもので、批判の声が現場教員や教育団体等から噴出している。

神奈川過労死等を考える家族の会の工藤代表は、教員だった夫を過労死で亡くした経験に触れ、見かけの時間外労働は減る一方、労働時間が合法的に増え過労死を促進すると発言している。教員の働き方改革を真に推進するのであれば、教員定数を増やして業務量を削減することが必要だ。

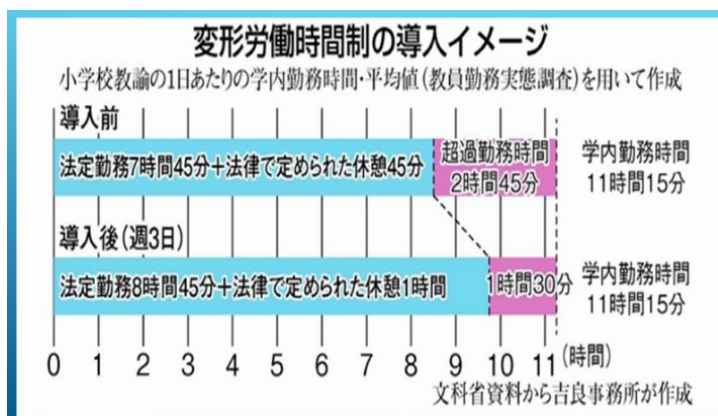


国の通知には「恒常的な時間外労働はないことを前提とした制度」と明記されており、一年中繁忙期と言われる教育現場には、導入すべきではない。

そこで教育長に伺います。2021年4月施行とされている教職員給与特別措置法改正案が可決されてもその適用は自治体の判断しだいですから、本県においては、変形労働時間制を導入すべきでないと考えますが、見解をお聞かせください。

また、国に対してこの制度の導入をしないよう要求するべきと考えますが、併せて見解をお聞かせください。

【教育長】



(4) 知事の歴史認識と表現の自由について ア) 知事の歴史認識について

国際芸術祭「あいちトリエンナーレ 2019」では、慰安婦を象徴した平和の少女像の展示に抗議や脅迫等が寄せられ、企画展「表現の不自由展・その後」が一時中止された。

8月27日の記者会見において、知事は「同じことが神奈川県であったとしたら、私は認めません。公金を使って支援するということなんてあり得ない」と回答したが、知事の発言には看過できない問題がある。

一つには、強制的な連行を疑問視する発言だ。日本政府は1993年に、「本人たちの意思に反して集められた」と、強制性を認める河野談話を発表している。また、慰安婦問題は2015年の日韓外相会談をもって不可逆的に解決されたとの発言も、認識に問題がある。

国連の女性差別撤廃委員会は、元慰安婦らの「真実、正義、償いを求める権利」を保証し、彼女らの立場に寄り添った解決を目指すよう求めている。

そこで知事に伺います。今なお、慰安婦の強制連行はなかったとお考えですか。

また、知事は、慰安婦問題は解決したとお考えですか。

【知事】



イ) 表現の自由について

知事が公金の支出を認めない理由として、「極めて明確な政治的メッセージ」だからという趣旨の発言があり、共産党県議団は表現の自由を尊重する立場から発言の撤回を求める申し入れを行ったが、弁護士団体や国際交流団体を含め、500以上の団体や個人から抗議や発言撤回の意見が寄せられた。

憲法 21 条は「一切の表現の自由はこれを保障する。検閲はこれをしてはならない」としている。大村愛知県知事は「税金でやるからこそ、憲法 21 条は守らなければならない。まさに公権力を行使される方が“この内容は良い、悪い”と言うのは、憲法 21 条のいう検閲と取られてもしかたがない」と語り、再開に向けて尽力された。

KAWASAKI しんゆり映画祭で、慰安婦を題材にした「主戦場」という映画に川崎市が懸念を示したことから上映中止になりかけたが、知事の発言がこういった萎縮効果を生んだのではないか。

そこで知事に質問です。知事の発言が表現の自由の侵害に当たるという弁護士団体や国際交流団体等、各界からの指摘をどのように受け止めたのか、また、表現の自由の萎縮効果を生むような発言は慎むべきと考えますが、併せて見解を伺います。

【知事】